

経営

環境会計 (4)

環境会計と環境経営 4回シリーズ

(株)富士総合研究所 環境・資源エネルギー研究部 主任研究員 竹内 敬二

本稿第一回の原稿執筆時点では環境会計に取り組んでいる企業は数えるほどであったが、今や、環境会計ブームとも言える状況である。その多くは横並び意識から、とにかく発表しておこう、参加しようの範囲を出ないものといえるが、一方では、環境会計をコストマネジメントの中心に据えて、企業経営にどのように役立てるか、内部管理にどのように利用可能ななどに関する議論も増えつつある。

環境会計の役割については、第二回において「環境に配慮した経営という観点から、まず内部環境会計を先行させ、その成果を踏まえて外部環境会計を考えることが必要となる」として、管理会計で採用されつつあるABS（活動基準原価計算）やABM（活動原価基準）、LCC（ライフサイクルコストインク）等の手法が、環境会計を企業経営に役立てる上でも重要な手法である旨言及したが、今回は、環境リスクとの関連で、改めて環境会計の果たす役割を考えたい。

環境リスクと環境会計

今、企業はさまざまな環境リスクへの対応を迫られている。環境リスクにどのように取り組むかは、企業の生き残りに大きく影響する問題である。

「企業の環境リスク」とは、環境問題にかかわる責任や事業への影響により、企業が経済的損失を被る可能性と定義できる。

環境リスクは表のように分類される。

環境会計は企業が環境リスクを回避し低減するうえで重要なツールであり、以下に、その対応の例を示す。

法的リスクへの対応

環境汚染への法的対応を怠ることによるリスクは、チツソの水俣病の例を持ち出すまでもなく明らかであるが、法規制の将来動向についても事前に把握し、対応を進めることが重要である。近年、土壌汚染対策の必要性が指摘され、地方公共団体においても条例・要綱等によって規制が進められている。土壌汚染は修復に莫大な経費が掛かり、企業収益に影響するだけでなく、企業イメージにもかかわる問題である。

土壌汚染に関する規制の強化や資産価値の減少に対応するためには、汚染による将来の損害額や、環境投資による潜在的な「見なし利益」の予測等を基礎資料として、リスクマネジメントを進めることが必要である。環境会計はそのためのツールとして活用できる。

市場競争力の低下等のリスクへの対応

環境規制は、行為規制を中心とした制度から、容器包装リサイクル法や廃家電法での再商品化義務、検討中のリサイクル法による再利用対象製品の拡大や環境設計の義務付け等企業の厳格な責任を前提としつつ、その解決の手法を企業の自主的な対応に委ねる形へと変化しつつある。

こうした法規制に的確に対応し、リサイクル経費等の負担の最小化や再利用可能な製品の開発を進めるためには、環境会計によるコスト分析等をもとに、設計段階から将来の維持コスト等を考慮した設計を進めることが必要である。企業がそうした努力を怠った場合には、再商品化経費の増高による収益の低下、

企業の環境リスクと分類

区分	事項	具体例
法的リスク (法規制に係わるリスク)	法規制からの逸脱	環境汚染、法違反等に伴う罰金、操業停止、事業の差し止め、損害賠償、訴訟費用など
	法規制の強化	新たな規制に適合するための支出 取組みの遅れによるコストの増加、事業計画の変更
市場リスク (環境負荷の大きい施設や製品が市場メカニズムの中で受けるリスク)	資産価値の減少	有害物質により汚染された土地など
	製品の市場競争力低下	LCAや環境ラベルなどの取組みの遅れによる製品等への影響 グリーンコンシューマ、グリーン調達による環境負荷の大きい製品のシェアダウン 環境負荷の大きい素材・原料の販売減少など
	経済的手段に対する対応の遅れ	環境税、課徴金、排出権取引、デポジット等への対応の遅れによる対策費用の増加、企業間格差の拡大など
イメージリスク	企業のイメージ低下	ISO14000への取組みの遅れによるイメージの低下 環境格付けの低下、不買運動、雇用難など

製品の市場競争力の低下は免れない。
また、グリーン購入等の拡大にともなう環境的に優れた製品の製造による他社との差別化を進めるうえでも同様のことが言えよう。

経済的措置の強化によるリスクへの対応

環境対策を進めるうえで経済的措置は重要な手段である。現に、環境税は政府税調の議題として取り上げられており、排出権取引は具体的な枠組づくりが進められている段階である。これらの新たな動きを事前に把握し、対応を進めることが、対策費用の削減や企業間格差を免れるために重要である。そのためには環境会計をツールに、自社の事業のどの取引が制度の対象であり、負担増を免れるためにどのような経費を対象とするかなどを識別することによって迅速な対応が可能になる。

イメージリスクへの対応

企業のイメージリスクとしては、英国シエルの石油貯蔵施設の海洋投棄処分中止の例（北海道田の老朽化した石油貯蔵施設の廃棄に対し、環境保護団体グリーンピースが反対し、欧州におけるシエル製品の不買運動まで発展したケースである）が有名であるが、企業イメージの低下を防ぐためには、企業は環境に関する姿勢や環境保全活動の結果を環境報告書等で示し、企業の説明責任を果たすことが重要である。環境会計は、情報開示に当たって企業の環境活動の結果を財務面から裏づけるデータとして不可欠である。また、ECコフアンド等で環境に配慮し、貢献した企業として評価を得るためには、環境会計をもとに環境投資やその効果を積極的に開示していくことが必要になる。

情報開示という観点からは、環境会計の信頼性と透明性の確保が必要である。また、ECコフアンドなどにおいて外部関係者が評価を

行うためには比較可能性が要求される。

信頼性と透明性の確保については、環境報告書に対し、外部の第三者による検証（意見の表明）をつける事例が数社見られるが、その目的や手法は統一されておらず、今後の課題といえよう。また、比較可能性については、業種により環境会計に係わる項目や課題が異なるため、統一的基準は困難であるが、共通項目については統一するなど、今後、環境報告書の在り方の検討（さまざまなガイドラインが公表され、検討されている。）のなかで議論されることが期待される。

平成十一年版の環境白書は、環境会計を他の自主的な取組み（環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価、ライフサイクルアセスメント、環境ラベル、環境報告書等）とともに事業活動と環境保全との関係を明らかにするための「環境情報の社会インフラ」と位置づけている。

環境会計の仕組みを有効なものにするためには、単に財務会計のなかから環境関連の経費を抜き出すだけでなく、環境情報の社会インフラの成果を十分活用した取組みを進めることが必要である。それによって環境配慮を内在化した経営が可能になると考える。

(完)

(参考文献)

- 世界環境経済人協議会(WBCSD)・天野明弘+加藤秀樹監修・環境と金融に関する研究会訳(一九九七)・ダイアモンド社
- 国分克彦・環境会計(一九九七)・新世社
- 河野正男・生態会計論(一九九八)・森山書店
- 国分克彦・社会と環境の会計学(一九九九)・中央経済社